

平成 26 年度 第 4 回 総務委員会の結果について

開催日時 平成 26 年 12 月 22 日 (月) 午後 0 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 経常利益に関する件

11 月中の検定書類発給件数は、3,726 件で前年比-319 件と減少しています。

また、確認証紙(台数)の発給枚数については、6,863 件で前年比+198 件と増加しています。

11 月末現在の経常利益状況(累計)については、

○収入	・検定書類、賦課金等	～	110,603,947 円(前年度 115,653,371 円)
	・営業外収益	～	2,306,935 円(前年度 3,109,732 円)
○支出	・一般管理費等	～	101,230,429 円(前年度 104,855,225 円)
○経常利益		～	11,677,592 円(前年度 13,892,372 円)

となっています。

11 月中における収支については、

○収入	・検定書類、賦課金等	11,583,594 円(前年度 14,061,314 円)
	・営業外収益	332,410 円(前年度 238,098 円)
○支出	・一般管理費等	～ 14,078,947 円(前年度 12,391,288 円)
○「11 月中利益」		-2,162,943 円(前年度 1,908,124 円)

となっています。

11 月中の支出が多くなった理由は、「組合員慰安旅行」の経費を支出したことによるものです。

第 2 号議案 平成 26 年度の経常利益予測の件

今後、残り 4 か月の収支を予想し、年度末の「経常利益」を予測して見ました。

まず、最初に、「検定書類」の予測ですが、24 年度と 25 年度の検定書類数の平均値としますと、12 月～4,736 件 1 月～4,564 件 2 月～4,658 件 3 月～4,464 件となります。

26 年度の「事業収入」の予想値ですが、

【検定書類数(予想値)×書類代(2,800 円)] + 賦課金(15,000 円×75 社)
1,125,000 円 + 共同購買事業費(月約 10 万円) = 事業収入予想値としました。

また、26 年度の「支出」の予想値ですが、

(24 年度支出 + 25 年度支出) ÷ 2 = 支出予想値としました。

26年度の「経常利益」の予想値は、

12月	月別	-1,037,198円	累計	10,640,394円
1月	月別	-533,142円	累計	10,107,252円
2月	月別	301,892円	累計	10,409,144円
3月	月別	-3,973,753円	累計	6,435,392円

となりました。

事業収入は、24年度・25年度は、書類代を10月から3月まで20%の値引きですが、26年度は、30%を年度末まで継続することになっていることから、事業収入が減少しています。

25年度の3月の支出が21,349,949円と異常に多くなっていますが、これは、部会助成費として7,500,000円（1社10万円）を急遽支出したことによるものです。

そこで、24年度の支出について、7,500,000円の支出を除いた13,849,724,200円として経常利益を予測すると、3月末の「経常利益」の予測は、「10,185,392円」となりました。

ただ、使える経費については、これから税金等が引かれることになりまますので、そんなに多くはならないと思います。

第3号議案 「経常利益」の予測に基づく新たな経費の支出事業について

今後の経費の支出については、計画事業である「寄付事業」が主であるが、「経常利益」の予測に基づく新たな経費支出事業活動について協議した。

「経常利益」の予測に基づき、計画事業である「寄付事業」以外に、どのような事業に支出したら良いのか、皆さんの意見を出していただきたい。

○ パソコンを組合員に配布しては、との意見もあるようですが。

過去にパソコンを組合員に配布したとことがあり、経緯を調べてみると、平成19年10月の理事会議事録によると、「組合設立20周年記念事業」の一環として、パソコン購入貸与の案件が上程されましたが、

- ・ 配当及び寄付と認定される可能性があり、中小企業協同組合法に抵触するおそれがある。などとし、賛成多数で否決されました。しかし、平成21年1月の理事会議事録を見てみると、「組合設立20周年記念品」として、組合員1社20万円相当の物品（パソコン・テレビ・マッサージチェア）を配布することを決定しています。

顧問税理士 パソコンを組合員に配布することは、NGです。組合活動のみに使用するという制限ができない。組合活動においてのみ使用する。組合活動で使うものであること理由付けができない。「配当」と認定される恐れがある。

○ 経常利益が1,000万円あるといっても全部使えるわけではないと思う。

税金を考慮して、実際に支出できる経費としては、どれ位になるのですか。

顧問税理士 税金は、経常利益が「約10,000,000円」とすると、30～35%を乗じたものとなります。交際費は、一定の金額以上になると全部経費とはなりません。現時点で、交際費が「8,000,000円」を超えており、これからの交際費については、30%の税金がかかることとなります。経常利益が仮に「1,000万円」とすると、実際に支出できる経費としては、400万～500万位しか支出できないと思われます。

○ タブレットを組合員に配布することについての見解はどうですか。

顧問税理士 あくまでも組合が持っているものですとの位置付けである。しかも、「組合の活動に使っている」という事実がなければ、あとあと「配当」と見なされる可能性がある。配布する際に、

- ・この目的で使用してください。(組合からの情報を受けるのみ)
- ・ほかのアプリは入れない。

等と、きちんと使用制限を縛る文章を作成しておかなければならない。

使用制限を通知したことを明確にした文章を作成しておくことが「形式的要件」である。また、実際にどのように使っているのか、税務署に「特定の組合員」が調べられ、

- ・完全に個人で使用している。
- ・自分の会社のために使っている。

となると、「全組合員」も調べられるリスクがある。

「組合からの情報を受けるのみ」の使用ということになれば、無償貸与も可能であるが、その場合、後で組合の使用料金の負担が多くなると、組合員が利益を得ているのでないかということになり、問題となるリスクもある。

委員より、タブレットについては、配布できないということではないのですね。

顧問税理士 出来ないということではありません。きちんと使用制限等ができれば可能です。

○ 空気清浄機を配布することは。

顧問税理士 「空気清浄機」を配布する合理的な理由がないので、配布できません。

委員より、組合事務所で使うために、「空気清浄機」を購入する場合はどうですか。

顧問税理士 組合事務所で使用するために購入するのであれば、何ら問題ありません。

○ 組合員であることの称する「組合員証」とか「組合員看板」等を作る費用に充当することとは。 顧問税理士 何ら問題ありません。

○ 組合員バッチを新たに作ることは。 顧問税理士 何ら問題ありません。

○ 遊技機器の点検要領の向上を図る為、遊技機の点検要領の「DVD」をつけて、「プレーヤー」を組合員の配布することは。

顧問税理士 微妙です。

委員より、事務局職員の「決算賞与」として100万円と考えると、あと使えるのが300万円程度となる。今回、部会再編となるが、「部会」に助成金として配布し、自由に使うことができるのか。

顧問税理士 部会助成費は、組合活動に沿った部会活動としての費用と限定されており、懇親会など、何にでも使用できるものではない。そうでなければ、部会へ配分しても、組合の経費としては認められない。

○ 組合員の「賦課金」について、総会で月15,000円として議決しているが、毎年利益が見込まれることから、来年度は「10,000円の賦課金」にするということはあるのか。

顧問税理士 出来ます。毎年度、お願いしてきたのですが、予算を作成する際に、収入の予算はこのくらい、それに見合った支出はこのような事業に支出するという計画を立てることが重要です。業計画通りに予算を執行しておれば、予算が大幅に余って困るなどということはありません。

これまで、税理士をまじえていろいろ勉強して参りましたが、3月末の「経常利益」が「約1,000万円」見込まれ、税金等で「約600万円」が差し引かれ、「約400万円」程度が使えるということになりました。

「タブレット」や「パソコン」については、税理士から説明を受けましたが、今回使える金額も多くないので、「タブレット」については、今回考えないで、先ほどから皆さんから意見のありました、「事務局職員の決算賞与」、「組合会議室のLED化」、「組合員バッチ・組合旗の作成」、「事務局の執務環境整備」等に使っていきたいと考えますが、皆さんの意見はどうですか。

委員より「このように利益が予測されるので、このような事業に使いたい」ということを事前に部会に下ろして、組合員の意見を聞くことが重要と思います。

委員長。そのようにします。但し、事務局は、先ほど挙げた事業の見積もり等の準備をしておいてください。

委員より、利益が出て「約 400 万円を使える」と予想しているが、中古市場の状態が良くないので、中古書類の件数が減少し、使えるお金が「400 万円」を切りおそれがあるので、何に使うのか、順番を決めておいたらよいのでないか。

先ほどから、「経常利益」が出た場合の「約 400 万円」の使い道として、

- ・事務局職員の決算賞与
- ・会議室蛍光灯のLED化
- ・組合員バッチ・組合旗の作成
- ・「空気清浄機」の購入

の案が出されておりますが、見積もりを取ったうえ、予算執行に当たっては、「経常利益」の状況を判断して、何に、どの順番で使うかは「理事会」で決めることにします。

第4号議案 「平成 27 年度事業計画」について

平成 27 年度の総務委員会の「事業計画」については、次回の委員会で検討することとした。

第5号議案 「その他」について

商社部会より、

業界紙「フェイム」へ各部会の広告が掲載され、その費用について、各部会が部会助成費から支出されているが、部会助成費でなく、組合での支払いとしてはどうかとの意見が出された。

各部会の「フェイム」へ広告については、これまで、皆さんで集めた部会費の中から支出していたものですから、2 年前から、「部会助成費」の適正な執行の観点から、「懇親会」的にもものは、部会費用から、「フェイム」への掲載は、宣伝普及活動として「助成費」からの支払いとして、各部会が広告を掲載しているものであります。

委員より、「部会助成費」の使い方に関係があり、「フェイム」への広告の掲載は、「部会助成」で執行できるということから掲載しているものである。

組合としては、本年度は、「共同事業宣伝費」として、100 万円の予算計上しているが、来年度は、部会再編もあり、どのような形式で広告を掲載すべきかを検討するとともに、年当初からの予算計上を検討します。